

# 令和5年度国有林林道等交通安全指導業務入札説明書

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 矢野 彰宏

令和5年度国有林林道等交通安全指導業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1. 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、営業品目が調査・研究に登録されている者で、競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること（「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (3) 「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 九州森林管理局管内に本店又は支店（営業所を含む）が所在すること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（ア）親会社等と子会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (7) 交通指導又は林道安全管理に精通している人員として次の①から②までのいずれかの要件を満たす者を有していること。

① 市町村道又は林道の交通安全指導の経験者

② 道路交通法第108条の2第1項第1号に定める安全運転管理者・副安全運転管理者講習会受

講経験者で林業技士（森林土木）、技術士（森林土木、道路）を有している者。

- (8) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 13 14 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対して、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記 2. に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、支出負担行為担当官あてに「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2. (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、2. (1) 及び(3) から(8) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札の時において2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により提出すること。

#### ①電子調達システムにより参加する場合

令和 5 年 3 月 31 日 9 時から令和 5 年 4 月 13 日 17 時までに、電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）。

#### ②紙入札方式により参加する場合

令和 5 年 3 月 31 日 9 時から令和 5 年 4 月 13 日 17 時までに、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（電子メール送信容量 3 MB 以内とする。）（締切日時必着）で提出すること。（提出された申請書等については返却しない。）

提出場所：〒860-0081 熊本市西区京町本丁 2 番 7 号

九州森林管理局 森林整備課 路網計画係

電 話 096-328-3682

メールアドレス：ky\_seibi@maff.go.jp

なお、電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式により作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

- (2) 申請書及び資料は、次に従い作成すること。

①申請書は別記様式 1 により作成すること。

②資料は、別添 1 により作成すること。

③別添 1 について、担当予定者を特定できない場合、複数の候補者を記載することができる。

④申請者及び資料に記載した事項を証明するための書面として、2. (2) に係る一般競争参加資格申請審査に係る「資格確認通知書」の写し、「技術士登録証明書」の写し、「林業技師登録証明書」の写し、本店又は支店（営業所等を含む）の所在が証明できる書面の写しを添付すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無については入札公告に定めた期日までに書面により通知する。また、競争参加資格が無いと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

- (4) その他

①提出書類は、申請書及び資料ともにそれぞれ 1 部を提出すること。

- ②申請書及び資料の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ③支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ④提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ⑤提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。  
ただし、配置予定の担当者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。
- ⑥申請書等に虚偽の記載をした場合は、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領 について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を行うことがある。

#### 4. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 上記 3. (3) の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、その認められなかった理由について、次に従い書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。
  - ①提出期限：令和 5 年 4 月 25 日 17 時まで
  - ②提出場所：上記 3. (1) ②に同じ。
  - ③提出方法：電子メール又は書面の持参による。電子メールによる場合は、提出後、上記 3. (1) ②に提出した旨を電話で通知すること。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求めた者に対し、令和 5 年 4 月 26 日までに電子メール又は書面により回答する。

#### 5. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
  - ①受領期間：令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 4 月 20 日までの期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の 9 時から 17 時まで。
  - ②提出場所：上記 3. (1) ②に同じ。
  - ③提出方法：電子メール又は書面の持参による。電子メールによる場合は、提出後、上記 3. (1) ②に提出した旨を電話で通知すること。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、電子メール又は書面により令和 5 年 4 月 21 日までに回答する。

#### 6. 入札及び開札の日時、場所等

入札公告のとおりとする。

#### 7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は免除する。

#### 8. 入札及び開札

- (1) 入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。ただし、郵便入札を当発注機関が入札公告によって認めた場合のみ書留郵便に限り認める。電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
- (3) 入札する金額の単位は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおりとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示、並びに当該代理人氏名を記名し押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

- (6) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があったときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 競争参加者の入札金額は、契約者購入とされる物品の価格のほか、輸送費、保険料、関税、役務費等の一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者、又は代理人が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (14) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（13）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (15) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写しを提出すること。

なお、「競争参加資格確認通知書」の写しを提出しないこと等により資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

- (17) 競争参加者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (18) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (19) 競争参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (20) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人の全てが立会いしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。なお、郵送による入札者については、引き続き再度の入札を行うこととなった場合、参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。
- (21) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 9. 業務費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載された入札金額に対応した業務費内訳書を入札書とともに提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、郵便入札による場合には、業務費内訳書の一式を入札書とともに上記 3. (1) ②に送付するものとする。

(2) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名及び押印を行った業務費内訳書を提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

## 10. 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時にいて、2. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(4) 請負に付される事業名に重大な誤りのある入札書

(5) 入札金額の記載が不明確な入札書

(6) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書

(7) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書

(8) 入札公告に示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書（郵便入札の場合）

(9) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札書

(10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札書

(11) 入札物件の第 1 回目の入札に際し、業務費内訳書の提出がなかった入札書及び業務費内訳書の合計金額が入札金額と異なる入札書

(12) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 11. 製造その他請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) 製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建築士事務所業務、計算証明業務（「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達）別表 1 の 2 測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分（以下「業種区分」という。）2、4、5 及び 7 に掲げる業種）及びその他の業務（業種区分 8 に掲げる業種）のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について、予決令第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(2) 製造その他の請負契約のうち、一般調査業務（業種区分 6 に掲げる業種）の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について、予決令第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(3) 製造その他の請負契約（上記（1）及び（2）に掲げる業種に係る契約を除く。）の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について、予決令第 85 条（同令第 98 条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに

係る価格が、契約ごと予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (4) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

## 12. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 支出負担行為担当官は、下記14.(3)に記した調査を行った場合、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者が支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 13. 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定した日から7日を目安として、支出負担行為担当官が定める期日までに契約を締結するものとする。

なお、契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。

## 14. その他必要な事項

- (1) 支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のおりとする。
- (2) 本件申請等に関する問合せ先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合には、落札の決定を保留とし、契約の内容に適合した履行が行われないおそれがあると認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。なお、この調査期間に伴う当該事業の事業期間の延期は行わない。
- (4) 落札者は、上記3.(2)③の資料に記載した担当予定者を当該業務に配置すること。
- (5) 本業務に係る契約締結は、本業務に係る令和5年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

以上

## 別紙 1

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 競争参加資格確認申請書

令和      年      月      日

支出負担行為担当官

〇〇森林管理局長    〇〇    〇〇    殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

令和      年      月      日付けで公告のありました、令和〇〇年度国有林林道等交通安全指導業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

### 記

1. 公告年月日    令和      年      月      日
2. 件名    令和〇〇年度国有林林道等交通安全指導業務
3. 資格審査事項
  - (1) 競争参加資格の格付けに関する書面  
別紙（資格審査結果通知書）写しのとおり
  - (2) 交通指導又は林道安全管理に精通している人員として①から②までのいずれかの要件を満たす者を有している者。
    - ① 市町村道又は林道の交通安全指導の経験者
    - ② 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に定める安全運転管理者・副安全運転管理者講習会受講経験者で林業技士（森林土木）、技術士（森林土木、道路）を有している者

別添 1 のとおり

別添 1

林道等交通安全指導に精通している人員として①から②までのいずれかの要件を満たす者を有している者。

① 市町村道又は林道の交通安全指導の経験者

② 道路交通法 第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に定める安全運転管理者・副安全運転管理者講習会受講経験者で林業技士（森林土木）、技術士（森林土木、道路）を有している者。

|                       |                      |  |      |  |
|-----------------------|----------------------|--|------|--|
| 担<br>当<br>予<br>定<br>者 | 氏 名                  |  | 生年月日 |  |
|                       | 所属・役職                |  |      |  |
|                       | 林道等交通安全指導等に関する経験（年数） |  |      |  |
|                       | 上記業務に関する履歴           |  |      |  |

|                       |                      |  |      |  |
|-----------------------|----------------------|--|------|--|
| 担<br>当<br>予<br>定<br>者 | 氏 名                  |  | 生年月日 |  |
|                       | 所属・役職                |  |      |  |
|                       | 林道等交通安全指導等に関する経験（年数） |  |      |  |
|                       | 上記業務に関する履歴           |  |      |  |

|                       |                      |  |      |  |
|-----------------------|----------------------|--|------|--|
| 担<br>当<br>予<br>定<br>者 | 氏 名                  |  | 生年月日 |  |
|                       | 所属・役職                |  |      |  |
|                       | 林道等交通安全指導等に関する経験（年数） |  |      |  |
|                       | 上記業務に関する履歴           |  |      |  |